# 省令

**○財務省令第五十四号**

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十三号）附則第四条第一項の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律附則第四条第一項の額の計算に関する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十日

財務大臣　麻生　太郎

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律附則第四条第一項の額の計算に関する省令

（償還の対象とする期間）

**第一条**　株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第四条第一項の規定に基づく国債の償還の請求（以下「国債の償還の請求」という。）は、事業年度（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号。以下「法」という。）第十一条に規定する株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）の事業年度をいう。以下同じ。）ごとに、当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間（以下「中間事業年度」という。）及び十月一日から翌年三月三十一日までの期間に分け、それぞれの期間に会社の行う株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務の実施状況を踏まえて行うものとする。

（償還の請求をする時期）

**第二条**　国債の償還の請求は、中間事業年度又は事業年度の経過後、それぞれ三月以内に請求しなければならない。

2　会社は、法第二十一条の規定により事業年度ごとに提出する当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書について取締役会の承認を受けた後でなければ、国債の償還の請求をすることができない。

（償還の額の計算）

**第三条**　改正法附則第四条第一項に規定する必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額は、告示で定める計算方法により計算した金額（その金額に百万円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

2　前項の告示で定める計算方法により計算した金額が零を下回る場合には、会社は、国債の償還の請求を行うことができない。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条の規定は、平成二十七年七月一日から施行する。

（株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令の廃止）

**第二条**　株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令（平成二十一年財務省令第五十三号）は、廃止する。

**○農林水産省令第五十四号**

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第二十六条第六項、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十二条及び第三十四条並びに同法第三十条において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第二項ただし書、第五十九条、第六十一条、第六十二条の四及び第百三十三条第二項の規定に基づき、内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令

内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「別記様式第七号」を「別記様式第九号」に改め、同条を第二十一条とする。

第七条第二項中「若しくは第三項若しくは第三条第二項の届出書、第五条第一項の養殖予定書若しくは同条第二項の変更予定書又は前条」を「、第八条第一項、第九条若しくは第十条の規定による申請書、第十五条第一項若しくは第三項若しくは第十六条第二項の届出書又は第十八条」に改め、同条を第二十条とする。

第六条中「届出うなぎ養殖業者」を「うなぎ養殖業に係る許可を受けた者」に、「別記様式第六号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（身分を示す証明書）

**第十九条**　法第三十一条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第八号のとおりとする。

第五条を削り、第四条を第十七条とする。

第三条第二項中「別記様式第四号」を「別記様式第六号」に改め、同条を第十六条とする。

第二条第一項中「別記様式第一号」を「別記様式第三号」に改め、同条第三項中「別記様式第二号又は別記様式第三号」を「別記様式第四号又は別記様式第五号」に改め、同条を第十五条とする。

第一条の次に次の十三条を加える。

（許可の申請）

**第二条**　指定養殖業について法第二十六条第一項の許可（第八条及び第十四条を除き、以下「許可」という。）を受けようとする者は、養殖場ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一　養殖場の登記事項証明書

二　申請に係る養殖場を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

三　申請者が法人である場合には定款、登記事項証明書（目的、名称、事務所（二以上ある場合には、主たる事務所）及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書とする。）並びに最近の貸借対照表及び財産目録、法人以外の者である場合には最近の財産状態を明らかにする書類

四　二人以上が共同して申請する場合には、当該養殖業に関する各共同者の権利義務の関係を記載した書面

五　申請が法第三十条において準用する漁業法第五十九条（第四号を除く。）の規定によってする許可に係るものである場合には、これらの規定のいずれかに該当することを証する書類

2　農林水産大臣は、前項に掲げる書類のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可証の様式）

**第三条**　法第二十六条第六項の規定により交付する許可証の様式は、別記様式第二号による。

（休業の届出を要する期間）

**第四条**　法第二十七条の農林水産省令で定める期間は、一年とする。

（公示に基づく許可の申請期間に関する特別の事情）

**第五条**　法第三十条において準用する漁業法第五十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情は、指定養殖業について許可をすべき水産動植物の総量が国際交渉との関連において定められる必要がある場合において、当該国際交渉との関係上当該水産動植物の総量が定められることとなった後三月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をするとすれば指定養殖業の養殖の時機を失し、指定養殖業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情とする。

（許可の特例）

**第六条**　法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十九条の農林水産省令で定める場合は、許可養殖業者が、その許可を受けた養殖場と併せて他の養殖場において当該許可に係る養殖業を営む場合において、当該他の養殖場について許可を申請したときとする。

（変更の許可を要する事項）

**第七条**　法第三十条において準用する漁業法第六十一条の農林水産省令で定める事項は、養殖場において養殖することができる水産動植物の量の増加とする。ただし、当該申請をする許可養殖業者が同一の都道府県の区域内に所在する他の養殖場において許可を受けている場合であって、当該都道府県において養殖することができる水産動植物の量の合計に変更がないときは、この限りでない。